

令和8年第6回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和8年5月12日（火） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場4階 議会第3・第4会議室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第19号議案 島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について

第3 第20号議案 島本町学校運営協議会委員の委嘱について

第 1 9 号 議 案

島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につ
いて

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規
則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 5 号の規定に基づき、議決を求めま
す。

令和 8 年 5 月 1 2 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和8年度島本町立小・中学校結核対策委員会委員名簿（案）

（任期：委嘱の日～令和9年3月31日）

	氏名	組織構成	備考
1	くりやま たかのぶ 栗山 隆信	結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師	高槻市医師会
2	なかこうじ たかひろ 中小路 隆裕	町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者	高槻市医師会
3	にしだ のぶこ 西田 伸子	大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者	茨木保健所
4	ささき じゅんぺい 佐々木 淳平	町立小・中学校長	町立第三小学校
5	たの さとこ 田野 智子	町立小・中学校の養護教諭	町立第一小学校

○島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

別表（第2条～第4条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
教育委員会	島本町立小・中学校結核対策委員会	町立小・中学校における結核対策の充実を図り、児童・生徒の健康及び学校教育の円滑な実施に資するため、教育委員会の要請に基づき、次に掲げる事項について審査及び検討し、その結果を教育委員会に報告する。 (1) 町立小・中学校における結核健診の実施状況及び結果を把握すること。 (2) 精密検査の対象となる児童・生徒の管理方針を検討すること。 (3) 児童・生徒の中に患者が発生した場合、大阪府茨木保健所と協力し、その対策を検討すること。	5人以内	(1) 結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師 (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 (3) 大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者 (4) 町立小・中学校長 (5) 町立小・中学校の養護教諭

○島本町立小・中学校結核対策委員会規則（抜粋）

（組織）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師 1人
- (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 1人
- (3) 大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者 1人
- (4) 町立小・中学校長 1人
- (5) 町立小・中学校の養護教諭 1人

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末の日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

第 2 0 号議案

島本町学校運営協議会委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 5 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 8 年 5 月 1 2 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和8年度 島本町立第一中学校区 学校運営協議会委員名簿（案）

（任期：委嘱の日～令和9年3月31日）

	氏名	組織構成	備考
1	つじもと みつる 辻本 満	対象学校の所在する地域の住民	少年補導員
2	のむら あつし 野村 篤	対象学校の所在する地域の住民	少年補導協助手員
3	いえしま あきひこ 家島 明彦	対象学校に在籍する児童生徒の保護者	P T A会長
4	かわぶち けいこ 川淵 敬子	対象学校の運営に資する活動を行う者	福祉委員
5	だい けいこ 基 慶子	学識経験者	大阪青凌高等学校教職員

令和8年度 島本町立第二中学校区 学校運営協議会委員名簿（案）

（任期：委嘱の日～令和9年3月31日）

	氏名	組織構成	備考
1	いけお こうじ 池尾 幸司	対象学校の所在する地域の住民	少年補導員
2	なかむら さとり 中村 智	対象学校の所在する地域の住民	学習ボランティア
3	こうしま しげゆき 幸嶋 成幸	対象学校に在籍する児童生徒の保護者	「ひびき」施設長
4	たつやま ともこ 達山 知子	対象学校に在籍する児童生徒の保護者	P T A会長
5	いうち ただし 居内 正	学識経験者	大阪青凌高等学校教職員

島本町学校運営協議会規則（抜粋）

（組織等）

第8条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の委嘱又は任命に当たっては、対象学校の校長が教育委員会に対し、当該委員の推薦を行う。

（任期）

第10条 委員の任期は、第8条第2項の規定による委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。